

一般名処方についてのお知らせ

薬の名前には2種類あります



薬の名前には「商品名」と「一般名」の2種類があります。商品名は製薬会社が薬を販売するためにつけた名前です。製薬会社によって異なります。一方、一般名は薬の成分名のことをいいます。

ジェネリック医薬品は安く、品質・安全性も保障されています

薬は多くの年月と莫大な費用をかけて開発され、最初に販売する新薬(先発医薬品)の開発メーカーは、特許を出願し独占的に製造販売を行います。しかし特許が切れると、他の製薬会社での製造が可能になり、研究開発費用がない分、販売価格を安くできます。これらの薬が「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」と呼ばれるものです。

医療用医薬品	相違点
新薬 (先発医薬品)	<ul style="list-style-type: none">・日本で最初に販売されたもの・使用経験が多い・価格が高い
ジェネリック医薬品 (後発医薬品)	<ul style="list-style-type: none">・新薬の特許が切れた後に販売されたもの・使用経験が少ない・価格が安い

一般名処方になると、患者さまご自身で薬を選べます

一般名処方では、薬を指定する「商品名」ではなく「一般名」で記載するため、患者さまが先発医薬品を選んでいただくことも後発医薬品を選んでいただくことも可能になり、薬に選択の幅がひろがります。

例) 一般名 : ファモチジン錠 10mg

ガスター錠 10mg(新薬)

ファモチジン錠 10mg(ジェネリック医薬品)

どちらを選んでも可

ご相談は薬剤師へ

医師は医薬品名を「一般名」で処方します。患者さまは調剤薬局でご希望を伝えた上で、調剤薬局の薬剤師から薬の情報と説明を受け、よく相談してから薬を選択してください。

以上についてご質問等がございましたら、当院薬剤科までおたずねください。